

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から44年1月まで

中学を卒業して住み込みで働いていたが、20歳になったころ住み込み先の店主に、「20歳になったから国民年金に入らなければいけないので、保険料は払っておくから。」と言われ、経理関係をしていた当時の店主の妻に手続をするようにと言ってくれたことをはっきり覚えている。23歳ころそこを辞めて、Aの製本会社に就職する時、書類を持たせてくれたが、年金手帳があったかどうかまでは覚えていない。

ほかに未納期間があることは承知しているが、店主夫婦は几帳面な人だったから自分の国民年金保険料も納付してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで勤務していた当時の店主から、申立人が20歳になったころ、「国民年金に加入しなければいけないので、手続や保険料の納付は店でしておくから。」と言われたことを鮮明に記憶しているほか、申立人に国民年金加入を勧めた当時の店主夫婦は、制度発足当初から国民年金に加入し、昭和45年10月からは、付加年金にも加入して60歳到達時まで保険料を完納しているなど国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間当時、経理関係を担当していた店主の妻は、申立人の国民年金保険料を納付していたかどうかについて具体的には記憶していないものの、「申立人は15歳ころから住み込みで働いており、必要経費等は給与から引き去りしていたので払うべきものは支払っていたと思う。」と供述しており、国民年金保険料の納付意識の高さを踏まえると、店主夫婦は申立人の国民年金保険料も納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 302

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から47年12月まで

昭和49年に婚姻を届け出る前は、国民年金制度について理解していなかったため、国民年金保険料を納付していなかったが、婚姻したころに、夫や夫の両親はそれ以前から保険料を納付していた上、町役場の担当者からそれまで納付していなかった保険料をさかのぼって一括して納付できることを知らされたことから、申立期間の保険料を一括して納付した。

納付した際に受け取った領収書は年金手帳に貼り付けて保管していたが、自宅を建て替える際に処分してしまった。しかし、一括して納付した金額の記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後については、未納期間及び未加入期間は無く、国民年金の加入手続を行った後の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和49年10月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が申立期間直後の期間の国民年金保険料を過年度納付したことが確認できる時期は、第2回目の特例納付が可能な期間中であった上、一括して納付したと主張する金額も、過年度納付を行った時点以降に特例納付した場合に必要な保険料額におおむね一致しており、申立人の主張に不自然さは見られないことから、町役場の窓口で過去の保険料を一括して納付できる旨の教示を受けた申立人は、過年度保険料を納付した上で、同時期に申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和39年1月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月30日から35年4月1日まで
社会保険事務所に年金の加入記録について照会したところ、申立期間については、船員保険の被保険者としての加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和24年11月に父親の経営するA社（昭和27年5月7日からは、B社）のC丸に乗船し、36年に船員をやめるまで、父親と共に海運業務に従事していた。

父親の船員保険の被保険者資格は申立期間も継続しているにもかかわらず、私の記録だけが欠落していることは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人が、申立期間中にA社において船員として海運業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管する事業所索引簿及びA社の船員保険被保険者名簿を見ると、同社が船員保険の適用事業所に該当したのは昭和25年1月1日であり、申立人及び申立人の父親を含めた4人が同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち、申立期間を通して被保険者資格が継続しているのは申立人の父親のみであり、申立人及び同僚1人は同年6月30日付けで、他の同僚1人は同年10月29日付けでそれぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、社会保険事務所に保管するA社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和25年6月30日に被保険者資格を喪失している同僚について、申立人は、「当該同僚は、同年（25年）6月以降も機関長として乗船

し、後任の機関長が入社するまで2年から3年くらい働いていたと思う。」と主張しているところ、同名簿において、当該同僚の後任の機関長として被保険者資格を取得している同僚の資格取得日は、27年7月10日であることから、当該同僚は被保険者資格を喪失した後も同社で勤務していたことがうかがえる。

また、申立人及び申立期間当時の同僚の供述からA社は、会社設立当初「C丸」のみを所有しており、昭和29年ころに「D丸」も就航させたものとうかがえるところ、「私は入社後、C丸に乗船していた。その後、D丸という船ができてから、同社は次々と人を雇うようになった。」と供述している同僚は、社会保険事務所が保管する同社の船員保険被保険者名簿において、27年7月10日に船員保険の被保険者資格を取得している記載が取り消され、29年3月3日に同資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者名簿において、昭和31年6月1日から33年8月31日までの期間、35年4月1日から同年8月10日までの期間及び37年2月19日から同年4月18日までの期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚について、当該同僚から提出された船員手帳の雇入期間と船員保険の被保険者記録を見ると、船員手帳において、34年6月24日から同年10月17日まで雇入期間があるにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

これらを併せて判断すると、A社は、申立期間当時、雇用した船員について、必ずしもすべての雇入期間を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時のA社の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、同社の現在の事業主である申立人は、「申立期間当時の書類は無い。」と主張していることから、申立期間当時の同社における船員保険の取扱いに関する供述や関連資料を得ることができない上、申立人が申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 30 日から 40 年 8 月 31 日まで

60 歳になる前に、社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、A社で勤務していた期間は、厚生年金保険の被保険者加入期間とされていないとの回答を受けた。その後、再度、社会保険事務所に照会したところ、同社で厚生年金保険に1か月だけ加入した記録に訂正された。

しかし、私は、A社の社長から頼まれて、友人を同社に入社させたほか、同社の従業員寮の寮長（寮の責任者）を務めるなど、間違いなく1か月以上は勤務しており、給料から社会保険料も控除されていたため、厚生年金保険の加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持するA社の従業員と花見見物に行った時に撮影した写真、B市へ同僚等と遊びに行った時の写真及び申立期間当時の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①について、申立期間当時の同僚のうち中途採用でA社に入社して、昭和36年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者は、「学校を卒業して他の所に就職していたが、辞めてA社に4月ごろ入社して、約3か月間位の見習期間があった。」、「数か月の見習期間があった。」と供述していることから、当時、同社は中途採用者について、入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえるため、申立人についても、中途採用で入社しており、同様の取扱いがあったものと考えられる。

なお、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿を確認したところ申立人に付番された記号番号は、資格取得年月日が昭和 37 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、A社が火災に遭った話を同社退職後の昭和 41 年ごろに初めて聞いたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、39 年 12 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚は、「火事は、私が辞める約 1 年前のとても寒い時期だった。」と供述しており、他の同僚も、「同社が罹災した時期は、38 年の秋ごろから 39 年の春ごろまでの間だった。」と供述していることから、同社の火災は、38 年の末ごろから 39 年の初めにかけてのことと推測され、申立人がその時期には、同社に在籍していなかったことが認められる。

さらに、申立人が、A社を同時に辞めたとしている同郷出身の同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 37 年 6 月 30 日とされており、申立人の同資格喪失日と一致している上、当該同僚は既に死亡していることから、申立期間②当時の事情は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②において被保険者であることが確認できる者に照会したが、申立人の申立期間②において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、商業登記から、A社は平成 8 年 6 月 1 日付けで解散し、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間①及び②当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から26年1月1日まで

自分の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間の年金記録は無い旨の回答があったが、自分は学校を卒業後、A社に就職し、1年には満たないが半年程度は自転車の再生作業(錆落とし)に従事していた。当時の同僚の一人から「社会保険事務所で調べてもらったらA社での厚生年金保険の記録が1か月出てきた。」と聞いたため、自分の当該事業所での厚生年金保険記録の有無について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査に協力が得られた申立期間当時の同僚の一人が、申立人が申立期間当時においてA社で勤務していた旨の供述をしていることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が自分と同じ仕事をしていた同僚として唯一記憶している者の被保険者記録が確認できないこと、及び調査に協力が得られた申立期間当時の同僚であって、その供述及び生年月日等から、昭和22年3月に国民学校高等科を卒業後、直ちに当該事業所へ就職したと考えられる者の厚生年金保険被保険者記録が23年4月2日から同年5月20日までとなっていることから、申立期間当時の当該事業所には、「一部の従業員を厚生年金保険被保険者としない処遇」あるいは「雇用後、全部又は一部の従業員について、しばらくは厚生年金保険被保険者とはしない処遇」が存在したことがうかがえる。

また、A社は既に存在せず、当該事業所の事業を譲り受ける形で設立された二つの法人は、それぞれ昭和44年10月、50年7月に破産宣告を受け、既

に破産終結し登記簿は閉鎖されている上、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の被保険者番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 26 日から同年 10 月 5 日まで
社会保険事務所に年金加入記録を照会したところ、平成 2 年 7 月 26 日から同年 10 月 5 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があったが、A 社において同年 6 月 1 日に厚生年金保険に加入して以降、B 学校に修学するため 4 年 1 月に退職するまで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、平成 2 年 8 月 24 日から同年 9 月末日までの期間について、申立人に係る同保険の被保険者記録は確認できないものの、申立人が保管する預金通帳に A 社から申立人に対して申立期間に係る給与が支給されたことが記されていること、及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社の申立期間当時の社会保険事務担当者が保管する、従業員の入退社及び厚生年金保険加入状況等を書き留めた手帳には、申立人が申立期間においてパートとして、その前後の期間は正社員として勤務していたことが記されている。

また、社会保険庁が管理するオンライン記録では、申立人は平成 2 年 8 月 5 日から 3 年 4 月 26 日までの期間、夫の政府管掌健康保険の被扶養者（以下「健康保険被扶養者」という。）となっていること、申立人自身が、「申立期間当時、夫の被扶養者となることを検討したことを記憶している。」旨の主張をしていること、及び申立期間当時の A 社の社会保険事務担当者が「A 社では、従業員の雇用形態などの処遇については入社時点で決定され、会社が途中で一方的に変更することは無かったが、申立期間ころ、申立人からの

申出を受け、申立人の処遇の変更に係る手続を行ったことを記憶している。」旨の供述をしていることから判断すると、申立期間当時、申立人及びその夫は、申立人を夫の健康保険被扶養者とする手続を行ったと考えるのが自然であり、その結果、申立人は2年7月26日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したと考えられる。

さらに、申立人が、「会社に自分の収入が確認できる書類を請求した際、社会保険事務担当者から『収入が多いため、夫の健康保険被扶養者にはなれない。』と言われた記憶がある。」旨の主張をしていること、申立期間当時は年間給与総支給額が110万円未満であることが健康保険被扶養者の要件とされる中、申立人が保管する預金通帳に記された平成2年9月25日に振り込まれた給与の金額が10万円を超えていること、及び社会保険庁が管理するオンライン記録では、申立人が再びA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した日がその直後の同年10月5日となっていることから、「申立人に同年9月25日に支給された給与の金額を踏まえると申立人の年間給与総支給額は110万円を超えるため、健康保険被扶養者としての要件を満たさない。」との判断の下、申立人の被保険者資格取得手続がとられたと考えることに不自然さは無い。

なお、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者が同社の従業員の処遇について、「当時正社員とパートの明確な区別は無く、本人から要望があればパート扱いとし、保険料を控除せず給与を支給することもあったため、パート従業員の手取額が正社員より高くなることはあり得た。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。